

第七十三回
帝國議會
貴族院

國民健康保險法案特別委員會議事速記錄第一號

付託議案

國民健康保險法案

委員氏名

委員長 伯爵川村鐵太郎君

副委員長

男爵大森 佳一君
侯爵細川 護立君

侯爵井上 三郎君

子爵野村 益三君

子爵伊東一郎丸君

佐藤 三吉君

宇佐美勝夫君

下村 宏君

男爵高木 喜寛君

男爵關 義壽君

宮田 光雄君

金杉英五郎君

濱口儀兵衛君

金岡又左衛門君

昭和十三年二月十九日(土曜日)午前十時
十五分開會

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) ソレデハ是

ヨリ開會致シマス

○金杉英五郎君 大臣ノ御出席ハナイノデ

スカ

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) 大臣ハ今豫
算委員會ニ御出デニナツテ居ルサウデアリマ
スカラ、次官ニドウデス
○金杉英五郎君 宜シイデス
○委員長(伯爵川村鐵太郎君) 次官ヨリ御
説明ヲ伺ヒマス

○政府委員(廣瀬久忠君) 只今議題トナリ
マシタ國民健康保險法案ニ付キマシテ御
説明申上ダマス、御承知ノ如ク政府ハ曩ニ
本法案ヲ第七十回ノ帝國議會ニ提出致シマ
シタ、衆議院ニ於キマシテヘ一部修正ノ上
可決サレマシテ、貴族院ニ於キマシテモ委
員會ニ於キシテ、衆議院ノ修正通り可決セ
ラレタノデアリマスガ、衆議院解散ノ爲ニ、
貴族院ハ停會トナリマシテ、本法案ハ不成
立ニ終ッタノデアリマス、然ルニ本法案ハ、
現下ノ社會情勢ニ照シマシテ、殊ニ銃後ノ社
會的諸施設ノ整備充實ニ資スル上カラ申シマ
シテ、一日モ早ク之ヲ成立セシムルノ必要ア
リト認メラレマスノデ、之ヲ本議會ニ提案
致サレルコトニ相成ッタ次第アリマス、我
ガ國民ノ保健狀態ハ、漸次改善セラレツ、
アリトハ申セ、諸外國ノソレニ比ベマシテ、
未ダ良好トハ申シ難イノデアリマス、殊ニ

最近ニ於ケル壯丁ノ體位ノ低下ノ如キハ誠
ニ寒心ニ堪ヘナイモノガアリマス、此ノ國
民ノ健康ヲ保持増進スルコトハ、國力ノ充
實發展、國民生活安定ノ見地ヨリ見マシテ
喫緊ノ重要事デアリマスガ、就中傷病ニ際
シマシテ醫療ヲ受ケテ速カニ健康ヲ恢復ス
ルコトハ最モ肝要デアリマス、然ルニ醫療
ニ際シ直チニ問題トナルノハ醫療費ニアリ
マシテ、一時ニ多額ノ失費ヲ要スルト云フ
コトハ、疲弊セル農山漁村居住民或ハ都市
中小商工業者等ニ取リマシテ、誠ニ堪ヘ難
イ負擔デアリマシテ、此ノ經濟的重壓ヲ除
クニ非ズンバ、醫療ヲ容易ニ受ケシメルコト
ハ出來難イノデアリマス、而シテ醫療費ノ
解決ニハ救療或ハ輕費診療等ノ方法モアリ
マスガ、是等ハ何レモ局部的ノ施設デアリ
マシテ、從ツテ一般的ニ此ノ問題ヲ解決スル
ニハ別ノ方法ヲ考ヘナケレバナリマセヌ、
ソレニハ共同ノ力ト平素ノ用意トニ依ル保
險制度ヲ以テ危險ヲ分散セシメ、以テ不時
ノ醫療費ノ負擔ヲ輕減スルノ外ナイト信ズ
ルノデアリマス、御承知ノ通り、現在既ニ
ノ效果ヲ擧ゲテ居ルノデアリマスガ、其ノ

對象ハ工場、礦山其ノ他ノ勞働者ニ限ラレ
テ居リマスノデ、更ニ之ヲ廣ク一般國民、
特ニ農山漁村居住民及都市中小商工業者等
ノ、小額所得者ヲ對象トシテ實施スルノ必要
ヲ痛感スルノデアリマス、仍テ政府ハ其ノ實
情ヲ十分查察致シマシテ、且現行健康保險ノ
實績ヲモ参照致シマシテ、茲ニ本制度ヲ立案
スルニ至ツタノデアリマス、本法案ノ内容ニ付
テ概略ヲ申上ダマスト、第一ハ、本制度ハ相
扶共濟ノ精神ニ則リマシテ保險組合ヲ造リ、
組合ヲシテ療養等ノ給付ヲ爲サシムトス
ルノデアリマス、組合ニハ、普通國民健康
保險組合ト特別國民健康保險組合トノ二種
類ガアリマスガ、前者ハ市町村等ノ區域ニ
依リ、其ノ區域内ノ世帯主ヲ以テ組合員ト
スル地區組合デアリマシテ、之ヲ以テ原則
的ナルモノト致シテ居リマス、後者ハ同一
ノ事業又ハ同種ノ業務ニ從事スル者ヲ以テ
組織スル組合デアリマシテ、前者ニ對スル
補充的ナルモノト致シテ居リマス、斯クノ
如ク本事業ハ、國民健康保險組合ヲシテ之
ヲ行ハシムルコトヲ建前ト致シテ居リマス
ガ、農山漁村ニ於キマシテハ、營利ヲ目的
トセザル社團法人ニシテ其ノ社員ノ爲ニ醫

療ニ關スル施設ヲ行ヒ、之ニ關シ相當ノ經験ヲ有シ訓練ヲ經テ居リ、本事業ヲ完全ニ遂行シ得ル能力ヲ有スル者ガアル場合ニ於キマシテハ、特ニ同ジ町村内ニ於テ二重ニ國民健康保險組合ヲ設立セズトモ、其ノ法人ヲシテ國民健康保險組合ノ事業ヲ行フコトヲ得シムル途ヲ拓イテ置キマスコトガ、地方ノ實情ニ適合スルモノト考ヘラレルノデアリマス、ソコデ例外トシテ上述ノ如キ、法人ガ一定ノ條件ニ該當スル場合ニ於キマシテハ、監督官廳ノ許可ヲ受ケテ、國民健康保險組合ノ事業ヲ行フコトヲ認メ得ルコトトシテ居リマス、第二、組合員ハ、普通國民健康保險組合ニ於テハ其ノ地區内ノ世帯主、特別國民健康保險組合ニ於テハ同一ノ事業又ハ同種ノ業務ニ從事スル者デアリマシテ、何レモ任意加入デアリマスガ、普通組合ニ於テハ三分ノ二以上ノ加入者アル場合ニ限リ、必要アルトキハ其ノ地區内ノ者ヲ總テ組合員ト爲スコトモ出來ルノデアリマス、被保險者即チ保険給付ヲ受クル者ハ、組合員及同居ノ家族、使用人等其ノ世帯ニ屬スル者デアリマシテ、實情ニ依リ組合ハ一定ノ者ヲ除クコトガ出來マスガ、本制度ハ中產以下ノ者ヲ對象ト致シテ居リマスノデ、貧窮者ト雖モ可及的ニ之ヲ包含シ、

共濟ノ精神ニ依リ相携ヘテ其ノ成果ヲ發揚セシムルヤウ指導スル考デアリマス、又社會保險ノ性質上、多額ノ收入アル者ハ之ヲ被保險者トシナインガ本則デアリマスガ、農村等ニ於テハ寧ロ是等ノ者ヲモ加ヘル方ガ適當ナル場合ガ多カラウト思ハレマスノデ、其ノ邊ハ地方ノ實情ニ適合スルヤウニ制度ノ運用ヲ圖ル積リデアリマス、第三、保険給付ニ付テハ療養、助産、葬祭ノ三種類トシテ居リマスガ、組合ノ狀況ニ依リ命令ニ定ムル給付ヲモ附加スルコトガ出來ル雖モ之ヲ爲サナケレバナリマセヌガ、其ノ他ノ給付ハ特別ノ事由アルトキハ之ヲ爲サマルコトモ出來マスシ、又給付ハ現物ヲ原則トシテ居リマスガ、特殊ノ場合ニハ現金給付ヲ以テ代ヘルコトモ出來ルノデアリマス、其ノ他保険給付ノ範圍、程度、支給期間等ハ、組合ノ實情ニ應ジ自治的ニ之ヲ定メシムルコトニナッテ居リマス、尚組合ハ積極的ニ被保險者ノ健康ヲ保持増進スル爲、傷病ノ豫防其ノ他各種ノ保健施設ヲ爲スコトモ出來ルコトトシテ居リマス、第四、組合ハ保険給付ヲ爲ス爲、組合員ヨリ保險料鑑ミマシテ、政府ハ、十分之ガ指導監督ヲ爲シ誤ナキヲ期スルト共ニ、一面財政的ニ

ビ地方ノ實情ニ適應スルヤウ組合ノ自治的決定ニ委ネルコトトシテ居リマス、通常保險料率ハ、組合員ノ資力ノ程度ニ應ジ若干ノ差等ヲ附スルコトシ、又農村等ニ於テハ場合ニ依リ物納ノ方法ヲ採ルトカ、收穫付テハ組合員ヲシテ苦痛ヲ感ゼシメナイヤウニ指導スル方針デアリマスガ、一面保険料收入ヲ確保スル爲、組合ニ強制徵收ヲ爲シ得ル途ヲ拓イテ居リマス、尙無事故者ニ對シテハ保険料ノ一部拂戻モ出來ルコトニナッテ居リマス、只今申上げマンシタ保険料ノ外ニ、組合ハ療養ノ給付ニ要スル費用ノ一部ヲ、其ノ給付ヲ受ケル者ニ負擔セシメル、所謂一部負擔ノ制度ヲ採用シ得ルコトトシテ居リマス、是ハ受益者負擔ノ思想ヲ加味スルト共ニ診療ノ濫用ヲ防止シ、又組合員ノ常時ノ負擔ヲ輕減スルノ趣旨ニ出デタルモノデアリマス、本制度ハ以上ノ如ク其ノ組織、事業及ビ經營ニ付、組合ノ實情ニ應ジ自治的ニ運營セシメルコトトシテ居リマスガ、其ノ國家的使命ノ重大性ニ

散、監督、審査及訴願等ニ關シテハ、現在ノ健康保險組合ト略、同様デアリマス、第5、本制度ハ醫療問題ヲ解決シ、以テ國民ノ健康ヲ保持増進セントスルモノデアリマスガ、其ノ實施ニ當リ最モ留意スペキハ醫療機關トノ關係デアリマス、之ニ付テハ被保險者ニ醫療機關選擇ノ自由ヲ出來ルダケ認メルト共ニ、現在ノ醫療制度ニ影響ヲ與フルコトハ可及的ニ之ヲ避け、以テ適切ナル醫療ヲ受ケシムルヤウ特ニ留意致シタノデアリマス、其ノ爲組合又ハ代行法人ニ於テ、其ノ被保險者ニ對シ診療又ハ藥劑ノ支給ヲ爲ス醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ノ範圍ヲ定メマスル際ニハ地方長官ノ認可ヲ受ケシメ、地方長官ハ其ノ認可ニ際シマシテハ、國民健康保險委員會ノ意見ヲ徵スルコトトナッテ居ルノデアリマス、而シテ國民健康保險委員會ニハ、官吏及び組合側並ニ醫師會、齒科醫師會、藥劑師會側ヨリソレバノ醫療組織ノ決定ハ適正ニ行ハル、モノト考ヘテ居リマス、尙萬一組合ト醫療機關トノ間ニ、契約ニ關シ紛議ノ發生致シマシタヤウナ場合ニハ、是亦國民健康保險委員會ノ斡旋ニ依リ之ガ圓滿ナル解決ヲ圖リ、以テ本事業ノ遂行ニ支障ナキヲ期シテ居ルノ

デアリマス、尙本法案ニ關シマシテハ第七回議會ニ於テ衆議院ノ御修正ガアッタノ
アリマス、修正ノ要點ハ、原案第九條定ムル所ニ依リ國民健康保險組合ノ事業ヲ
行フコトヲ得ル旨ハ、所謂代行ニ關スル規
定ヲ、昭和十二年三月三十一日ニ於テ現ニ
醫療事業ヲ行フ醫療利用組合ニ限定シ、其
ノ旨ヲ附則ニ規定スル點ニ在ツタモノニアリ
マス、修正ノ御趣旨ハ、代行ヲ例外的ノモ
ノトシテ制限セントスルニ在ツタモノト存
ズルノデアリマス、代行ノ制限方法ニ付キ
マシテハ、第七十回議會ノ修正案ノ如ク、一
定期日迄ニ成立セル組合ニ限ルト云フ方法
モアリマスケレドモ、其ノ後種々ノ議論ニ
鑑ミ、當局ニ於キマシテモ更ニ検討ヲ重
ね、旁、社會保險調查會ニモ特ニ代行ノ問
題ニ關シ審議ヲ願ヒマシタ結果、寧口質的
ニ、内容的ニ論ジテ限定致スコトガ最モ適當
デアルトノ結論ヲ得タノデアリマス、而シ
テ代行許可ニ當リマシテハ、命令若クハ通
牒ニ於テソレド、嚴格ナル標準ヲ設ケ、嚴
選致ス方針ニ致シテ居ルノデアリマス、以
上概略申上ゲマシタ如ク、本制度ハ一般國
民ノ健康ノ保持増進ヲ圖ル上ニ於テ最モ障
碍トナツテ居ル醫療費問題ヲ、自治的組合ニ

依ル保険組織ヲ以テ解決セントスルモノデ
アリマシテ、國民ノ保健及生活安定ノ聲高
キ現下ノ状況ニ鑑ミ、之ガ實施ハ喫緊ノ要
務ナリト存ズル次第デアリマス、何卒慎重
御審議ノ上御協賛アランコトヲ切ニ希望致

マシテ實際ニ於キマシテハ、組合ハ大體強制セズトモ全村ノ住民ハ悉ク入ルヤウニ出來ルダラウシ、又左様ニ指導致シタイト考ヘテ居リマス、併シソレガ實際上出來難イト考ヘ云フ場合ニ於キマシテハ、元來此ノ組合ノ

モノマヘト云フノハ、斯ウ云フコトヲ意味シテ居ルノデアリマス、三分ノ二ノ者ガ組合ラニ設立シタイト云フ場合ニハ残リノ者ニ強制スルノデアルガ、残リ三分ノ一ノ者ニ付キマシテモ、極ク貧困ノモノデ、無一文者デ保険

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) 是ヨリ質問
ヲ御許シシマスカラ、ドウゾ御遠慮ナク御
質問ヲ願ヒタイ

設立ニ付キマシテハ、無理ニ強制シテ作ラ
セテモ宜イデハナイカト云フコトモ考ヘル
ノデアリマスガ、趣旨ト致シマシテハ、成
ルベク地方ノ町村民ノ自治的ニ之ヲヤラセ
ル方ガ宜イ、斯ウ云フ精神カラ、無理ニ強

料モ掛ケラレナイ、斯様ナ者ニ付キマシテ
ハ、救護法トカ他ノ法律ガアリマシテ、ソ
レニ依ヅテ救護ヲ受ケルノデアリマスカラ
サウ云フ者ハ入ラヌデモ宜イ、モウ一ツ、
反対ニ金持デアリマス、金持ハ本人ガ入リ

ヌ所ガアリマスカラ、御伺ヒシタイト思ヒ
マス、第十三條ニ、三分ノ二以上ノ組合員
ガ出來タ場合ニハ、アトノ者ハ、地方長官
ノ必要ノアツタ場合ニハ強制スルコトガ出
來ルト云フ風ナ規定ガアルノデスガ、是ハ
ドンナ風ナシデセウカ、各組合カラ成ルベ
ク其ノ希望ヲ述べサシテ、サウ云フコトヲ
認メルト云フヤウナ方針ナンデセウカ、是
ハ容易ニ許サヌト云フ意味デアリマスカ、
其ノ意味ガ分リマセヌ

設立ニ付キマシテハ、無理ニ強制シテ作ラセテモ宜イデハナイカト云フコトモ考ヘルノデアリマスガ、趣旨ト致シマシテハ、威ルベク地方ノ町村民ノ自治的ニ之ヲヤラセル方ガ宜イ、斯ウ云フ精神カラ、無理ニ強制スルコトヲ致サナイ、唯村民ノ三分ノ二位ノ者ガ入ルト云フコトデ組合ヲ設立シタ位云フ場合ニ於キマシテ、アトノ者ガ入ラナイ、左様ナ場合ニ於キマシテハ、アトノ三分ノ一ノ者モ組合ニ入ラナケレバナラヌ、斯様ニ強制致シテ組合ヲ作ルヤウニシタシタ方ガ宜イ、斯ウ云フ趣旨カラ此ノ加入強制ノ規定ガ出來テ居ルノデアリマス、大

料モ掛ケラレナイ、斯様ナ者ニ付キマシテ
ハ、救護法トカ他ノ法律ガアリマシテ、ソ
レニ依ツテ救護ヲ受ケルノデアリマスカラ
サウ云フ者ハ入ラヌデモ宜イ、モウ一ツ、
反対ニ金持デアリマス、金持ヘ本人ガ入リ
タクナイト云フ場合ニ於キマシテハ、是ハ
強制シテ入レナクトモ差支ナイ、斯ウ云フ
コトデ例外ニシテアルノデゴザイマス、金
持ニ付キマシテハ、是ハ實ハ成ルベク入ツテ
貰ツテ、隣保共助ノ精神デ一般ノ庶民ト一
ニ相互共濟ト云フ仕事ヲ共ニシテ行クト云
フコトガ望マシイコトデアリマスガ、唯ドウ
シテモ厭ダト云フモノガアリマシク場合ニ
於キマシテハ、ソレハ無理ニ健康保険制度
ニ依ラナクトモ、自分ノ資力ヲ以テ十分諒

○政府委員（進藤誠一君） 只今ノ御質問ニ付キマシテ御答ヲ申上ゲマス、第十三條ノ規定ハ所謂組合員ノ強制加入ノ規定デアリマスガ、元來國民健康保険組合ハ、趣旨トシマシテハ全村ノ住民ヲ全部加入サセルヤウニシタイ、斯ウ云フ趣旨デアリマス、從ヒ

設立ニ付キマシテハ、無理ニ強制シテ作ラセテモ宜イデハナイカト云フコトモ考ヘルノデアリマスガ、趣旨ト致シマシテハ、成ルベク地方ノ町村民ノ自治的ニ之ヲヤラセル方ガ宜イ、斯ウ云フ精神カラ、無理ニ強制スルコトヲ致サナイ、唯村民ノ三分ノ二位ノ者ガ入ルト云フコトデ組合ヲ設立シタイト云フ場合ニ於キマシテ、アトノ者ガ入ラナイ、左様ナ場合ニ於キマシテハ、アトノ三分ノ一ノ者モ組合ニ入ラナケレバナラヌ、斯様ニ強制致シテ組合ヲ作ルヤウニシタク方ガ宜イ、斯ウ云フ趣旨カラ此ノ加入強制ノ規定ガ出來テ居ルノデアリマス、大體……

○濱口儀兵衛君 サウシタナラバ、地方長官ガ必要ガアルト認メルト云フヨリモ、寧ロ特殊ノ事由ノアル場合ニハ、強制加入ヲササヌデ宜イト云フ風ノ意味デアリマスカ、逆ノ意味ニ取レル……

○政府委員（進藤誠一君）只今ノ御質問ノ「特別ノ事由アル者ニシテ命令ヲ以テ定ムル

料モ掛ケラレナイ、斯様ナ者ニ付キマシテ
ハ、救護法トカ他ノ法律ガアリマシテ、ソ
レニ依ツテ救護ヲ受ケルノデアリマスカラ
サウ云フ者ハ入ラヌデモ宜イ、モウ一つ、
反対ニ金持デアリマス、金持ハ本人ガ入り
タクナイト云フ場合ニ於キマシテハ、是ハ
強制シテ入レナクトモ差支ナイ、斯ウ云フ
コトデ例外ニシテアルノデゴザイマス、金
持ニ付キマシテハ、是ハ實ハ成ルベク入ツテ
貰ッテ、隣保共助ノ精神デ一般ノ庶民ト一
ニ相互共濟ト云フ仕事ヲ共ニシテ行クト云
フコトガ望マシイコトデアリマスガ、唯ドカ
シテモ厭ダト云フモノガアリマシタ場合ニ
於キマシテハ、ソレハ無理ニ健康保険制度
ニ依ラナクトモ、自分ノ資力ヲ以テ十分診
療ヲ致スコトカ出來ルノデアリマスカラ、
ソレハ強制スルノハ穩當デアルマイト云フ
理由除イタノデアリマス

ル場合ニハセヌデ宜イト云フヤウナ風ノ意味ニ解釋シテ宜シウゴザイマスカ

○政府委員(進藤誠一君) 左様デゴザイマス

○濱口儀兵衛君 ソレカラモウ一つ、十六

條ニ、組合ハ事業ニ支障ナイ限り被保險者

デナイ者ニモ組合ノ施設ヲ利用サスコトガ

出來ルト云フヤウナコトナンデスガ、是ハ

場合ニ依ッテハ、組合ノ方デ相當ナ醫療設備

ヤ何カシテ居ル場合ニ、組合員以外ノ人ニ、

或ハマア言ウテ見タラ同ジ村デナイ隣ノ村

ノ人ニモ利用サスコトガ出來ルト云フ風ナ

意味カト存ジマスガ、ソンナ場合ニハ、料

金ナンゾハ幾分カ儲ケルヤウナ意味デヤツ

テモ宜イト云フヤウナコトニ解釋シテ宜シ

ウゴザイマスカ、此ノ組合ノ方ノ設備ヲシ

ケルモノハ、マア幾分カ組合ノ費用ヲ助

ケル爲ニソンナ風ノコトヲシテモ宜イト云

フ風ナコトニ解釋シテモ宜イデスカ

○政府委員(進藤誠一君) 只今ノ御尋ノ如

ク、被保險者以外ノ者ニ利用サセル場合ニ

ハ、元來此ノ組合ニ付キマシテハ、組合員

一人ニ對シテ大體一圓ト云フヤウナ國庫補助金ガアリマス、從ヒマシテ保險料ハ補助

金ニ當ル額ダケ安ク出來ル譯デアリマス、被保險者以外ノ者ニハ、サウ云フ補助金ノ

恩典ヲ受ケサス必要ハアリマセヌシ、自然安クスル必要ハナイノデアリマシテ、實費ヲ取レバ宜イト思ヒマス、儲ケルト云フコトニ付キマシテハ、是ハ其ノ組合ハ公法人

デアリマシテ營利ヲ目的トスルコトガ出來ヌノデアリマスカラ、組合員以外、詰リ被保險者以外ノ者ヲ診療シマシテソレニ依ッテ收入ヲ舉ゲルト云フコトハ穩當デナイト思ヒマス

○濱口儀兵衛君 又其ノ場合ニハ、醫師組合ノ決メテアル藥價トカ、其ノ程度ノモノナラ構ハヌト云フノデスカ

○政府委員(清水玄君) 私カラ御答ヘ致シマス、大體只今保險院長官カラ御答辯申上

ゲマシタ通り、營利ヲ目的トシテ居リマセ此ノ定メラレマス命令ノ何カ大綱バアリマス譯デアリマスノデ儲ケル積リハゴザイマ

○濱口儀兵衛君 條文ニ付テ私伺フコトハ是デ一先ヅ打切りマス

○宇佐美勝夫君 第五十四條ニ「營利ヲ目的トセザル社團法人ニシテ其ノ社員ノ爲ニ

定ムル所ニ依リ」ト云フノデアリマスガ、此ノ定メラレマス命令ノ何カ大綱バアリマスノデスカ

○政府委員(進藤誠一君) 御手許ニオ配リシテアリマスル書類ニアルト思ヒマスガ、

モ行キマセヌ、從ツテ相當ノ利用料ヲ取ルコトハ是ハ差支ナイコトト思ヒマス、從ツテ假ニ醫師會ノ標準規定ガアリマスル場合ニ、

ソレニ大體似タヤウナモノヲ取ルト云フコ

マシテ六七百位全國ニアルト思ヒマスガ、

其ノ六七百ガ全部今ノ條件ニ適フカト申シマスト、ソレハ實際ニ付テ調べナイト分リ

マセヌガ、サウ澤山ハナイノデアリマシテ、極メテ少數ニナルダラウト思ヒマス、ソレカラ其ノ外ニハ、漁業組合法ニ依ッテ出來テ

スガ、是ハ省令デ定メル豫定デアリマシテ、

「地方長官ハ左ノ條件ニ該當スルモノニ限

リ國民健康保險法第五十四條ノ許可ヲ爲スコトヲ得ルコト」ト云フノデ、一、二トナツ

組合ノ財政ノ基礎ガ鞏固デアリ、事業ニ對

ラ土地ノ工合ニ依ッテ費用ノ非常ニ澤山要良好デアツテ、健康保險組合ノ醫療ニ關スル施設ヲ完全ニヤツテ行ケルト云フコトガ認メラレルモノ、ソレカラ特別ノ事由ナキ限

リ一町村ノ區域ヲ其ノ地區トシテ居ルト云フコト、其ノ外土地ノ事情、地方ノ關係デ、ソレヲヤルコトガ適當デアル、斯ウ云フヤルト云フコトモ許シテアリマス

○濱口儀兵衛君 條文ニ付テ私伺フコトハ是デ一先ヅ打切りマス

○宇佐美勝夫君 斯ウ云フ法人ノ種類ハ、現在ニ於テドウ云フモノガアルノデスカ

○政府委員(進藤誠一君) 之ニ該當致シマスノト致シマシテハ、大體ハ產業組合法ニ依ッテ設立サレタ組合デアリマシテ醫療

利用組合ト云フ組合デアリマス、是ハ相當現在數ハ多イノデアリマシテ、最近ニ於キ

マシテ六七百位全國ニアルト思ヒマスガ、

其ノ六七百ガ全部今ノ條件ニ適フカト申シマスト、ソレハ實際ニ付テ調べナイト分リ

マセヌガ、サウ澤山ハナイノデアリマシテ、

極メテ少數ニナルダラウト思ヒマス、ソレ

カラ其ノ外ニハ、漁業組合法ニ依ッテ出來テ

スガ、是ハ省令デ定メル豫定デアリマシテ、

「地方長官ハ左ノ條件ニ該當スルモノニ限

リ國民健康保險法第五十四條ノ許可ヲ爲ス

コトヲ得ルコト」ト云フノデ、一、二トナツ

組合ノ財政ノ基礎ガ鞏固デアリ、事業ニ對

想シテ居リマス

<p>○子爵野村益三君 只今ノニ關聯シテ伺ヒ タイノデスガ、産業組合系統ニ依ルモノハ 僅少ト云フ御説デシタガ、約ドノ位アルノ デスカ</p> <p>○政府委員(進藤誠一君) 御答申上ゲマス ガ、十一年度末ニ於キマシテ醫療組合ノ數 ハ七百九十五、サッキ六七百ト申シマシタ ガ、七百九十五ニナッテ居リマス</p> <p>○子爵野村益三君 其ノ中デ此ノ條項ニ當 嵌マルベキモノハ、僅少ト云フ御説デシタ ガ、約ドノ位アリマスカ</p> <p>○政府委員(進藤誠一君) 此ノ中デ、實ハ 只今ノ條件ニ依ツテ是カラ調査致シマシテ 決定スルノデアリマシテ、只今ドノ位ト云 フコトヲ、チヨット私ノ方デ調べガ付イテ居 ラヌノデアリマスガ、此ノ利用組合ノ七百 九十五ノ中デ、診療所ヲ持ツテ居ルモノト致 シマシテハ、五十一程ノ組合ニナッテ居リマ ス、從ヒマシテ後ハ、大體スウダラウト思 ヒマスガ、自ラ診療ノ設備ハ持ツテ居ナイデ 聯合會ノ設備ヲ利用スルモノ、或ハ開業醫 トノ特別ノ契約ラシテ居ルトカ、或ハ醫療 ニ關スル金ノ給付ラシテ病氣ノ時ニソレニ 依ツテ治療ヲ受ケルコトガ出來ルト云フヤ ウナ、サウ言ツタヤウナ物的ノ施設ノナイノ ガ多イノデアラウト思ヒマス、サウ云フ風</p>
<p>○宇佐美勝夫君 關連シテ御伺シテ見タ イ、サウ云フモノヲ、組合ガ省令ノ條件ニ 適ツテサウシテ行フコトヲ認メラレタ場合 ニハ、國民健康保險組合ト同様ニ國庫ノ補 助ヲ貰ヘマスカ、與ヘマスカ、與ヘマセヌ カ</p> <p>○政府委員(進藤誠一君) 無論國庫ノ補助 ヲ與ヘルノデアリマス</p> <p>○男爵高木喜寛君 只今ノ御説デ、一體此 ノ法案ハ専ラ健康保險組合ニサセル御考デ マスノデ伺ヒタイト思ヒマスガ、四十六條 デスガ、四十六條ニ保險組合ノオ醫者サン トカ藥劑師ノ範圍ハ地方長官ガ定メル、是 聯シマスガ、此ノ代行ハ永續的ノモノ ハドウ云フ風ナ範圍デ定メル方針ナノデゴ マスカ</p> <p>○政府委員(進藤誠一君) 其ノ點ニ付キマ シテハ、政府ト致シマシテハ方針ヲ畫一的 ニ致サナイコトニ考ヘテ居リマシテ、地方</p>
<p>○政府委員(進藤誠一君) 對シマシテハ、無論代行サセマス以上ハ、 ズット永久的ニ代行サセマスノデ、一時的ノ モノデハアリマセヌ、唯チヨット此ノ場合附 フ組合ハ、マアドノ位ト申シマスカ、昨年 當時ノ大臣ハ二十位ト云フコトヲ申サレマ シタガ、其ノ二十ト云フ數モ、實ハ當時大 臣モ申サレタ如ク、正確ナ數字デハナイト 云フ御説デアリマシタガ、今日デモ其ノ當 時ト別ニ變ツテハ居ラスト考ヘルノデアリ マス</p> <p>○宇佐美勝夫君 關連シテ御伺シテ見タ イ、サウ云フモノヲ、組合ガ省令ノ條件ニ 適ツテサウシテ行フコトヲ認メラレタ場合 ニハ、國民健康保險組合ト同様ニ國庫ノ補 助ヲ貰ヘマスカ、與ヘマスカ、與ヘマセヌ カ</p> <p>○政府委員(進藤誠一君) 無論國庫ノ補助 ヲ與ヘルノデアリマス</p> <p>○演口儀兵衛君 チヨット先程伺ヒマシタ 條文ノ中デ、一つ伺ヒ落シタモノガゴザイ マスノデ伺ヒタイト思ヒマスガ、四十六條 デスガ、四十六條ニ保險組合ノオ醫者サン トカ藥劑師ノ範圍ハ地方長官ガ定メル、是 聯シマスガ、此ノ代行ハ永續的ノモノ ハドウ云フ風ナ範圍デ定メル方針ナノデゴ マスカ</p> <p>○政府委員(進藤誠一君) 其ノ點ニ付キマ シテハ、政府ト致シマシテハ方針ヲ畫一的 ニ致サナイコトニ考ヘテ居リマシテ、地方</p>
<p>○政府委員(進藤誠一君) 仰セノ通り、此 ノ規定ハ醫療機關ノ範圍ヲ成ルベク廣ク定 メル、斯様ナ趣旨カラ置イタ規定デアリマ スル、ト申シマスルノハ、醫療組合等ノ場 合ニハ、別ナ診療所專屬ノ醫者ヲ有ツテ居リ マスカラ、醫療組合トシテハ其ノ醫者、其 ノ診療所ダケラ利用シテ居リマスガ、之ヲ 代行サセマス場合ニ於キマシテハ、單ニ利 用組合ノ診療所ノミニ依ルコトデナク、地 ルト云フ風ナコトデナインデアリマス、補 助金モヤリマス關係上、補助金、保險料、 其ノ他ヲチヤント明瞭ニシテヤルト云フノ ガ代行ノ意味デアリマスカラ、從ヒマシテ 代行サセマシタ以上ハ、實際上ノ取扱ニ於 キマシテハ其ノ組合ハ國民健康保險組合ト 同視シテ宜イ、是ト同ジモノガ出來タト考 ヘテ宜イノデアリマス</p> <p>○演口儀兵衛君 チヨット先程伺ヒマシタ 條文ノ中デ、一つ伺ヒ落シタモノガゴザイ マスノデ伺ヒタイト思ヒマスガ、四十六條 デスガ、四十六條ニ保險組合ノオ醫者サン トカ藥劑師ノ範圍ハ地方長官ガ定メル、是 聯シマスガ、此ノ代行ハ永續的ノモノ ハドウ云フ風ナ範圍デ定メル方針ナノデゴ マスカ</p> <p>○政府委員(進藤誠一君) 其ノ點ニ付キマ シテハ、政府ト致シマシテハ方針ヲ畫一的 ニ致サナイコトニ考ヘテ居リマシテ、地方</p>

地方ノ實情デ、或ハ郡醫師會ト契約スル、縣醫師會ト契約スル場合ハ、其ノ
方餘リ廣イヤウニ考ヘラレル場合ハ、其ノ
中ニアル國位デヤルコトモアリマセウ、ソ
レカラ又其ノ町村ノ實狀トシテサウ云フ廣
イ範圍ヲ必要トシナイト認メラレル場合ハ、
其ノ村若シクハ附近ノ町村ダケノ醫療機關
ト契約スルト云フコトニモナラウト思ヒマ
ス、其ノ點ハ地方ノ實情ニ最モ適切デ、組
合員ノ最モ利益ニナルヤウニサシテ行クノ
ガ宜シイト思ヒマス

○金岡又左衛門君 国民健康保險法ハ、非
常ニ是ハ政府トシテハ大事業デアリマスガ、
斯ウ云フ際ニ、折角政府ガ斯ウ云フ大キナ
施設ヲ以テヤラレルノデアリマスカラ、年
來問題トナツテ居ル醫藥行政ノ確立、詰リ醫
術ト醫藥ノ分業制度、斯ウ云フ事ヲ此ノ際
之ヲ契機トシテヤラレルト云フコトガ最モ
宜イノデナイカト思ヒマスガ、是ハ矢張リ
一般分業が出來テナイカラサウ云フ時機デ
ナイ、斯ウ云フコトデ矢張リサウ云フコト
ヲ御考ヘニナラヌノデアリマスカ

○政府委員(廣瀬久忠君) 醫藥分業ノ問題
ハ非常ニ重大ナ問題デアリマンテ、此ノ國
民健康保險法ノ實施ト絡メテ同時ニヤラウ、

ト云フヤウナ考ハ今持ツテ居リマセヌ、此ノ問題ハ、今回豫算ニモ提案ヲ致シテ居リマス。醫藥制度ノ調査會ヲ設ケルト云フコトニ相成ツテ居リマスガ、之ヲ設ケマシテ、醫藥制度ノ調査會ニ於テ醫藥ノ分業ト云フヤウナ問題ヲ取上ガマシテ、十分各方面ノ有力ナ方々ノ御意見ヲ伺ツテ、其ノ上デ態度ヲ決メタイト云フヤウニ考ヘテ居ル次第アリマス。

○金岡又左衛門君 ソレハ重大問題デアリマスケレドモ、此ノ醫師ト藥劑師ト云フモノハ、既ニ國家ガ之ヲ完全ナル醫療ノ方法トシテ、又學問ノ獨立上サウ云フコトニナッテ居ルノデアツテ、藥劑師ト云フモノハ既ニ國家ガ之ヲ製造シテ居ルノデアリマシテ、ソレガ大問題デアルト云フコトデ之ヲ延引セラレルト云フコトヘドウ云フモノデアルカ、是ハ斯ウ云フ際ニ御ヤリニナルト云フコトガ、最モ私ハ時宜ヲ得タモノデアルト思ヒマス、御承知ノ通り此ノ醫藥分業制度ハ、是ハモウ既ニ太政官制時代カラ出來テ居ルノデアリマス、ソレガ五十年ノ間解決セラレナイ、ソコデ藥劑師ト云フモノハ今ヤ二萬ニモ上ツテ居ル、然ルニ其ノ藥劑師ノ、第一條ニ附與サレタ藥劑師ノ條件ト云フモノハ與ヘラレテナイ、斯ウ云フ形ニナッテ居ル

ソデアリマスカラ、大問題デアルト云フコトニ依ツテ、又從來ノ習慣上デアルト云フコトデ以テ、此ノ國民ノ衛生、國民ノ健康問題ニ對シテハ、是ハ政府ガ是位ノ事業ヲヤラレルノデアリマスカラ、此ノ際ニ於テ斯ウ云フコトニ付テ御考ニナルト云フコトハ最モ時宜ニ適シタモノデアツテ、イツモサウ云フ大問題デアルト云フコトデ之ヲ等閑ニ附シテ置カレルト云フコトデハ、私ハ何レノ時ニ至ツテモ解決セラレル時ガナイ、今ハ最モ好イ時機デナイカ、斯ウ云フ意見ヲ有ツテ居リマス

モ最モ適當デアリマス、重大デアルダケニ、慎重度ヲ以テ臨ミタイ、斯ウ云フ
工合ニ考ヘテ居ル譯アリマス

○金岡又左衛門君 國民ノ慣習ト云フコト
ヲ御話ニナリマスガ、慣習ト云ヒ、是ハナ
カナカ國民ノ健康保持、國民ノ衛生問題デ
アツテ、慣習ナドト云フヤウナコトデノ御考
デハ、是ハ餘程根本ノ御考カラ私ハ再考シ
テ見ナケレバナラヌト思ヒマスガ、是ハ自
由分業ト云フモノニ今ナッテ云ルノヂヤナ
イカト思フノデスガ、處方箋ヲ患者カラ醫
師ニ要求スレバ、之ヲ拒ムコトハ出來ナイ
コトニナッテ居ル、處方箋ヲ附與スルト云フ
カラ自分ノ信賴シテ居ル、診療ヲ求メテ居
ル醫者ニ向ツテ處方箋ヲ要求スルト云ワコ
トバ、是ハ事實ニ於テハアリ得ナイ、サウ
云フコトハ行ハレテ居ラナイ、ドウシテモ
治療シテ貰フ醫師ノ方カラ藥ヲ頂戴スル、
斯ウ云フコトニナッテ居ルノデアリマスカラ、
其ノ醫者ニ向ツテ處方箋ヲ要求スルト云フコ
トハ、醫師トシテハ非常ナ苦痛デアル、處方箋
ダケ出シテ、診療ダケスルト云フコトニ向ツテ、
醫者ハサウ云フコトハモウ機嫌ガ惡イ、サウ

分業ト云フコトハ名ダケデアッテ、分業デナ
イト云フコトニナッテ居ルノデスガ、其ノ點
ハドウデスカ、自由分業ハ私ハ無イ、分業
ニアラズ、斯様ニ考ヘテ居リマス

○政府委員(廣瀬久忠君) 實際今日ノ實情
デ、矢張リ任意分業ト致シマシテ、オ醫者サ
ンガ診斷ヲセラレ、サウシテ處方箋ヲ御書
キニナッテ、其ノ處方箋ニ依ッテ藥劑師ニ調
剤ヲシテ貰フト云フコトハ、市街地等ニ於
テハ相當ニ行ハレテ居ルト思フ、矢張リ法
律ニ定メテアル如ク、任意分業ト云フモノ
ハ、相當程度マデ行ハレツ、アルモノト私
共ヘ考ヘテ居リマス

○金岡又左衛門君 成ル程市街地ナリ、ソレ
カラ病院ナリ、サウ云フ方面デハ固ヨリ分
業ニモナッテ居リマス、ソレハモウ極ク少部
分デ、之ヲ全國ニ申シマスレバ九牛ノ一毛
ニ過ギナイ、決シテ醫療ノ目的ハ達シテナ
イト考ヘテ居ル、何故ナラバ、此ノ現在カ
ラ申シマスレバ、分業ニスレバ負擔ガ重ク
ナルトカ、便利ガ惡イトカ、斯ウ云フコト
ガ一般ニ言ハレテ居ルヤウデアリマスガ、
此ノ醫術ト藥剤ト云フモノニ對シテハ、決
シテ價格ノコトハ言ハナイ、良イ醫者デナ
クテハ流行ラナイ、又良イ藥デナケレバ賣
レ行カナイ、外ノ品物ト違ッテ、生活必需品

ナリ其ノ他ノ需要品ト達ツテ、醫術藥品ト云
フモノハ是ハ事生命ニ拘ハルコトデアッテ、
イ、最モ效能ノ有ル物、最モ正確ナ藥品、

最モ醫術ノ名醫、又立派ナ醫者、斯ウ云フ
方ニ向ツテ診療ヲ需メ、藥品ノ購求ヲ欲スル
モノデアリマスルカラシテ、サウ云フ點ニ

付テハ一向御心配ガナイ、私ハ斯ウ云フ風
ニ考ヘルノデアリマスガ如何デアリマセウ

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) ソレデハ今
日ハ是デ延會ヲ致シマス

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) 御異議ヘア
リマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) 御異議ヘア
リマセヌカ

出席者左ノ如シ

午前十一時八分散會

○政府委員(廣瀬久忠君) 金岡サンノ御質
問又御意見ノアル所ハ、私ニモ分リマス
ガ、此ノ問題ニ付テ決シテ當局ニ於テ考ヘ
テ居ラヌ譯デゴザイマセヌ、十分ニ考ヘマ
シテ、先程申上ゲマシタヤウニ委員會等ニ
於テ尙御審議ノ上ニ、政府ノ執ルベキ途ヲ
履ミタイト思ヅテ居ル、斯様ナ譯デアリマス
○金岡又左衛門君 何レ此ノ問題ニ付キマ
シテハ大臣モ御出席ニナリマセウシ、事一
般分業ニモ是ハ關係スルコトデアリマスカ
ラ、其ノ節ニ又御尋ネ致シタイト思ヒマス
○委員長(伯爵川村鐵太郎君) 皆サンニチ
ヨツト御詰リヲ致シタイト思ヒマスガ、本日
ハ此ノ程度ニ致シテ置キマシテ、更ニ頂戴
シタ資料ヲ拜見シマシテ、更ニ此ノ次ノ會

議ニ於テ質問ヲ續行スルコトニ致シテハ如

保険院長官 進藤 誠一君

保険院總務局長 佐藤 基君

保険院簡易保險局長 清水 玄君

藤川 靖君

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) 御異議ヘア
リマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) 御異議ヘア
リマセヌカ

昭和十三年一月十九日印刷

昭和十三年一月二十日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局